

土木工事共通仕様書（R4.10）の改正概要

1 基本事項

農林水産省農村振興局の令和4年4月版「土木工事共通仕様書」及び、山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、土木工事共通仕様書を一部改正するものである。

第1編共通編第1章総則は県土整備部版、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠し、改正した。

2 主な改正内容 対照

(1) 仕様書本編の改正

- ・ 第1編共通編第3章 施工共通事項 3-4-2 既成杭工
溶接工の資格について追記した。
- ・ 第1編共通編第3章 施工共通事項 3-7-2 レディーミクストコンクリート
配合計画書等の提出等に関する語句の修正を行った。
- ・ 第1編共通編第3章 施工共通事項 3-20-9 トンネル仮設備工
関係基準改正に伴う語句の修正を行った。
- ・ 第2編工事別編第3章 舗装工事、道路改良工事 3-14-3 標識工
反射シートの規格について追記した。
- ・ 第2編工事別編第7章 管水路工事 7-2-2 一般事項
不要な記載項目を削除等行った。
- ・ 第2編工事別編第7章 管水路工事 7-6-4 鋼管布設工
塗覆装の径800mm未満の内面塗装について追記した。
- ・ 第2編工事別編第18章 ため池改修工事 18-3-9 掘削土の搬出土
関係基準改正に伴う語句の修正を行った。

(2) その他

語句の追加・修正、諸法令の改正年・月・法律番号の修正